

平成 21 年 1 月 26 日  
 全国木材組合連合会

違法伐採総合対策推進協議会証明方法部会  
 「今後の証明方法のあり方検討」小委員会の経緯  
 第 4 回「今後の証明方法のあり方検討」小委員会資料  
 第 5 回証明方法検討部会資料

18 年 5 月 23 日	第一回違法総合対策推進協議会（証明方法検討部会設置を提案）
6 月 19 日	第 1 回証明方法検討部会
19 年 3 月 22 日	第 2 回証明方法検討部会
20 年 3 月 12 日	第 3 回証明方法検討部会
6 月 6 日	第 4 回証明方法検討部会 「今後の証明方法のあり方検討」小委員会設置を提案（別紙 1）
7 月 28 日	第 1 回「今後の証明方法のあり方検討」小委員会 小委員会検討事項の決定 <u>1 合法性、持続可能性の証明方法について</u> ①合法性、持続可能性の定義、②認定システムの信頼性向上につながる方策、③コストの削減につながる方策 <u>2 需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の利用推進方策について</u> ①利用推進のためのガイドライン、②利用促進のためのインセンティブ、③利用促進のための組織 <u>3 供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について</u> ①供給を促進につながるインセンティブ、②供給促進のための組織 4 その他
10 月 1 日	第 2 回「今後の証明方法のあり方検討」小委員会 資料集委員からの意見集 意見の概要と検討のポイント（別紙 2）

11月12日	第3回「今後の証明方法のあり方検討」小委員会 「検討事項ごとの現状の評価と課題、提言の方向（案）」 に基づき検討 国際的な「持続可能な森林経営」の定義（別紙3）
11月25日	提言の方向（案）1125（別紙4）配布意見募集
12月1日	委員からの意見（別紙5）
21年1月14日	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言（中間報告）（素案）配布（証明方法部会部会員・小委員会委員）意見募集（別紙6）
1月23日	同上に対する意見（別紙7）
1月26日	第4回「今後の証明方法のあり方検討」小委員会 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言（案） 第5回証明方法検討部会

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会  
「今後の証明方法のあり方検討」小委員会の設置と進め方

## 1 趣旨

6月6日の違法伐採総合対策推進協議会第四回証明方法検討部会において、「より信頼性の高い合法性証明等がなされた木材の利用を更に推進していくため、今後の証明方法のあり方等について」小委員会を設けて検討を行うこととされた。

## 2 名称

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会「今後の証明方法のあり方検討」小委員会とする

## 3 構成メンバー

分野	氏名	所属、役職
学識経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）
	藤間 剛	（独）森林総合研究所（国際研究推進室長）
環境 NPO	坂本 有希	（財）地球・環境人間フォーラム（フェアウッド・キャンペーン担当）
	中澤 健一	国際環境 NGO FoE Japan（森林担当）
業界関係者	石島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）
	大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
	尾藪春雄	（社）全国木材組合連合会（副会長）

## 4 検討事項

- ① 合法性、持続可能性の証明方法について
- ② 需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の普及方策について
- ③ 供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について
- ④ その他

## 5 検討スケジュール

7月下旬	第一回小委員会	検討課題と検討方向及びスケジュールの大枠
9月中旬	第二回小委員会	課題ごとの検討
10月下旬	第三回小委員会	同上
12月上旬	第四回小委員会	中間とりまとめ
12月下旬	とりまとめ	

## 6 検討の方法

7月の第一回委員会で合意したスケジュールと検討事項ごと順次議論  
できれば事前に小委員から意見を提出してもらい、事務局で叩き台を作成  
必要により、今年の検証調査結果を参照

1. 合法性、持続可能性の証明方法について

(1) 合法性、持続可能性の定義

提出意見(要約)	検討のポイント
<p>●<u>合法性定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「アジア森林パートナーシップにおける合法性の基準」を参考にする。(坂本・中澤)</li> <li>・ 伐採時だけでなく、加工運搬貿易時の合法性もカバーすべき。(坂本)</li> <li>・ 伐採だけでなく、森林管理に重要な影響を及ぼし得る全ての法律を含むべき。(橋本)</li> </ul> <p>●<u>持続可能性定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の基準を明確にする作業は必要だが「日本の森林法に基づく合法材は持続可能である」ことは確保。海外での第三者認証材は幅広くカバー出来る内容に。(尾菌)</li> <li>・ 持続可能性の基準及び証明をどのようにとり入れるかが課題。各国の順守すべき持続可能性の最低基準の合意形成には相当の日数を要するので並行的検討が必要。(絹川)</li> <li>・ 定義が不明確。具体的な判断指針を示す必要あり(坂本・中澤・小浜・橋本)</li> <li>・ 各国の法令は持続可能性も踏まえて施行されていると考慮すれば、合法であれば持続可能性も担保されると見なせる(大橋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法性、持続可能性の定義に関する課題と今後の対応(追加的な情報等)</li> <li>・ 定義に基づく証明方法の実務への影響</li> </ul>
<p><b>具体的提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 持続可能性の具体的な基準はモンリオールプロセスの基準・指標等を参考に、1)所有権が明確、2)地域社会や先住民、労働者の権利を尊重、3)森林の生産力の持続的維持、4)生物多様性、土壌、水資源の保全、などを最低限含むもの。(坂本・中澤)</li> <li>◆ 持続可能性の証明方法については、森林認証制度によってのみ行う。また、様々な森林認証制度の信頼性について検証し、信頼できると判断されたもののみを用いる。(小浜)</li> <li>◆ 合法性の証明書類には、伐採地、伐採者、樹種、証明方法などの情報を記載する。(中澤)</li> </ul>	

(2) 証明方法の信頼性向上につながる方策	
提出意見(要約)	検討のポイント
<p>システム向上・改良論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明制度全体の情報の開示。(尾菌・中澤)</li> <li>・ 認定団体の登録制の検討。(尾菌)</li> <li>・ 「偽」証明に対する罰則設定。(藤間)</li> <li>・ 証明書を確認すればサプライチェーンを通して製品・原料を特定できる情報を記載する。外材の場合、輸出時の証明について注目すべき。(小浜)</li> <li>・ 改良で信頼性が向上するか、実現可能性も含め検討が必要。(橋本)</li> <li>・ 独立した(中立な)第三者機関による審査を実施し、証明がなされるべき。(資料8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の証明方法の信頼性の評価</li> <li>・ 証明方法の普及と信頼性のバランス</li> <li>・ 課題を解決するための制度的な対応の可否</li> <li>・ 透明性・中立性・一貫性・普及可能性等</li> <li>・ 業界団体認定の位置づけと課題</li> </ul>
<p>上論</p> <p>パフォーマンス向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行ガイドラインの実施調査では半数以上で問題店が指摘されている。ガイドライン実効性に疑問。(小浜→P27)</li> <li>・ モニタリング、サンプリング実施の独立したチェック体制の整備(坂本・柿沢・藤間・中澤)</li> <li>・ チェックした結果をウェブサイトで公表。(中澤)</li> <li>・ ロシア材のチェック強化(川喜多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業独自の証明方法の位置づけと課題</li> <li>・ 国産材と輸入木材の証明方法の考え方</li> </ul>
<p>現ガイドライン定着論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの普及・証明材の安定供給方策が先決。(川喜多・大橋)</li> <li>・ さらに幅広い事業者の参加を視野に入れた現ガイドラインとの連続性が不可欠。(尾菌)</li> <li>・ 早急な改変は現場が混乱する現時点での変更は回避。まず現在取り組んでいる合法性証明が国内外共通のものとして有効に機能し、定着すること。(絹川・藤間)</li> <li>・ 事業者の自主性と業界団体の社会的責任に依拠した現行ガイドラインは基本的な枠組みとして受け入れられるものと考えている。実効性をあげることが重要。(全木連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法木材供給体制の連携・管理する体制のあり方</li> </ul>
<p><b>具体的提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 団体認定手続き実施状況の定期的なモニタリング、国が調達した木材製品のサンプリングで適正に証明確認がされているかチェック。疑義が生じた場合は納入業者に合法性証明書類を提出要請。(坂本・中澤)</li> <li>◆ 証明書の保管期間の設定。(資料8)</li> <li>◆ 最低限の証明ができるよう、一番手間がかからないものを強調する。(藤間)</li> <li>◆ 国産材は原木生産者を記載。外材は発行者名を記載した合法証明書を添付、合法性確認機関がない国のものは森林管理者発行の証明書を添付。(小浜案→証明書例 P21~25)</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 違法伐採リスクの高い地域・樹種の場合は独立した第三者機関による合法証明を要求する。(坂本)</li> <li>◆ 輸出国の合法性確認システムの構築・既存システムの信頼性向上の支援。(小浜)</li> <li>◆ 企業規模の大小で合法性・持続可能性の確認方法が変わるものではない。個別企業独自の証明は「企業等」とすべき。(資料8)</li> </ul>	
--	--

<b>(3) コストの削減につながる方策</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの過度な複雑化は、高コスト化につながる。回避すべき。(尾菌)</li> <li>・ 森林所有者や伐採地の明確化は生産の小規模・分散性から市場では困難。過剰情報にならないように、合法性を証明すれば十分な制度であるべき。(全日本木材市場連盟)</li> <li>・ 最低限の証明ができるよう、ガイドラインで一番手間がかからないものを強調する。(藤間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明方法と業界のコスト負担</li> <li>・ 中小零細企業体の実施をサポート出来る体制</li> </ul>

<b>2. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について</b>	
<b>(1) 利用推進のためのガイドライン</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録制・情報の公開(尾菌)</li> <li>・ 需要者がガイドラインを熟知するための研修・指導制度、認定制度が必要(尾菌・坂本・中澤・大橋)</li> <li>・ マークやシールなど現物確認ができる仕組みの導入(尾菌)</li> <li>・ 国などの調達者の責務や取り組むべき点についてもガイドラインに盛り込む。(坂本・中澤・橋本)</li> <li>・ 国の機関が取り組みを明確に示す。調達実績の公表。(大橋)</li> <li>・ 調達者向けに具体的対応策をまとめたガイドブックの作成・配布。(坂本・中澤)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法性木材の利用状況の評価と課題</li> <li>・ 需要者向けのガイドラインの必要性</li> </ul>
<b>(2) 利用促進のためのインセンティブ</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表彰制度の創設(川喜多)</li> <li>・ 合法性は最低限マストなもの。+αで魅力的なストーリーが必要。(柿沢)</li> <li>・ 制度参加による経済的利益(不参加による不利益)の付与。(絹川)</li> <li>・ 最終消費者より、加工・販売業者への働きかけに重点。(藤間)</li> <li>・ 信頼性確保が万全となれば自ずと証明材の普及が促進される。(大橋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要者に対するインセンティブの可能性</li> </ul>

<b>(3) 利用促進のための組織</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県産材利用促進制度との連携(川喜多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要者に対する普及のための体制の必要性及びその可能性</li> </ul>
<b>具体的提案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガイドブックには樹種ごとのリスク評価、入札公告・仕様書に合法材納入を明記。持続可能材供給業者の優先評価、最終納品企業が証明の責任を負う。(坂本・中澤→詳細 P39～42)</li> <li>◆ 工事・納入段階では調達者が証明書類に記載されている情報を適切にチェック、記録する。(中澤)</li> <li>◆ 政府などの機関が例外なく適合品を発注・仕様に記載する。(橋本)</li> </ul>	

<b>3. 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について</b>	
<b>(1) 供給の促進につながるインセンティブ</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
表彰制度の創設(川喜多・中澤) 輸入材証明に関する情報などを共有できるしくみの導入(尾菌) 認定事業者の継続的供給努力の義務の明確化(尾菌) 有効に機能させる具体的方法(合法証明に供えるべき要件事例集)の提供(絹川) 調達者向けのガイドブック・研修会の同時活用(坂本) 認証材供給体制の早期確立が第一義(大橋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法性が証明された木材の供給状況の評価と課題</li> <li>・ 供給者に対する促進方策の可能性</li> </ul>
<b>供給促進のための組織</b>	
<b>提出意見(要約)</b>	<b>検討のポイント</b>
諸外国に倣い、いまのうちに証明材の供給体制・マーケットを整えておくべき。(藤間・大橋) 各地の地域材・認証の取り組みとの連携。(柿沢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給促進を図るための体制の必要性及びその可能性</li> </ul>



4. その他	
提出意見(要約)	検討のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合法証明に限らず、木材の安定供給が日本林業の課題。確実に利益が上がる場所を増やす必要あり。(藤間)</li><li>・ 国産材・輸入材を問わず、木材そのものを受け入れる市場環境の確立が先決。(大橋)</li><li>・ 木材から他の資材へのシフトを防止する配慮も必要。(坂本)</li><li>・ 協議会の設置、見直し時期の明文化(資料8)</li></ul>	

## 国際的な「持続可能な森林経営（SFM）」の定義

### (1) UNFF7で採択されたNLBI（Non-legally binding instrument）におけるSFMの記述

Recognizing that sustainable forest management, as a dynamic and evolving concept, aims to maintain and enhance the economic, social and environmental values of all types of forests, for the benefit of present and future generations,

(訳) 持続可能な森林経営は、ダイナミックで進化する概念として、現在及び将来の世代の便益のために、全ての種類の森林の経済・社会・環境的価値を維持・向上させることを目的としていることを認識し、

### (2) UNFFで認知されたSFMの7つの要素

- ① 森林資源の状況、
- ② 森林の生物的多様性、
- ③ 森林の健全性と活力、
- ④ 森林資源の生産的機能、
- ⑤ 森林資源の保護的機能、
- ⑥ 森林の社会経済的機能、
- ⑦ 法的、政策的、制度的枠組

この7分野は、現在、国際的に実施されている9つの「持続可能な森林経営に係る基準・指標」をベースにしており、2003年の基準指標に関する国際会議においても確認されたもの。

### (3) モントリオール・プロセスの基準・指標

7基準62指標（62指標の詳細は別紙）

- ① 生物多様性の保全
- ② 森林生態系の生産力の維持
- ③ 森林生態系の健全性と活力の維持
- ④ 土壌及び水資源の保全と維持
- ⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持
- ⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進
- ⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

#### (4) 汎欧州プロセスの基準・指標

##### 6 基準 35 指標

- ① 森林資源と地球的規模の炭素循環に関する貢献の維持と適切な増進
  - ・ 森林面積
  - ・ 蓄積
  - ・ 年齢構成或いは直径の分布
  - ・ 炭素蓄積
- ② 森林生態系の健全性と活力の維持
  - ・ 大気汚染の堆積
  - ・ 土壌の状態
  - ・ 落葉
  - ・ 森林被害
- ③ 森林の生産機能（木材および特用林産物）の維持と増進
  - ・ 増分と伐採
  - ・ 丸太
  - ・ 特用林産物
  - ・ サービス
  - ・ 管理経営計画のある森林
- ④ 森林生態系の生物多様性の維持、保護及び適切な増進
  - ・ 樹種の構成
  - ・ 世代交代
  - ・ 自然性
  - ・ 外来種
  - ・ 枯死木
  - ・ 遺伝的資源
  - ・ 景観
  - ・ 危機的状況にある森林に存する種
  - ・ 保護林
- ⑤ 森林経営における森林の保安機能（特に水・土）の維持と適切な増進
  - ・ 保安林—土・水・及び他の生態的機能
  - ・ 保安林—インフラと管理されている天然資源
- ⑥ その他の社会的・経済的機能と状況
  - ・ 森林所有者
  - ・ GDPへの森林分野の貢献
  - ・ 林業の純益
  - ・ 森林からのサービスへの支出
  - ・ 雇用
  - ・ 作業の安全性と健全性
  - ・ 林産物の消費量
  - ・ 林産物貿易
  - ・ 木材資源によるエネルギー
  - ・ レクリエーションの用途に関する森林へのアクセスの容易さ
  - ・ 文化的・精神的価値

## モントリオール・プロセス 基準・指標

基準1： 生物多様性の保全（9指標）	
生態系の多様性	(1) 森林生態系タイプ、遷移段階、年齢及び土地所有権または利用権ごとの森林面積とその割合
	(2) 保護地域にある森林の森林生態系タイプ、年齢または遷移段階ごとの面積とその割合
	(3) 森林タイプの分断度合
種の多様性	(4) 森林に依存する種の数
	(5) 法的あるいは科学的評価により絶滅の危機に瀕しているとされている森林に存する自生種の数とその状態
	(6) 種の多様性の保全に焦点を当てた生息域内及び生息域外での取組の状況
遺伝的多様性	(7) 森林に存する種で、遺伝子の多様性及び土地に適応する遺伝子型の損失の危機にある種の数とその地域的分布
	(8) 遺伝的多様性を示す代表的な森林に存する種の集団（個体数）のレベル
	(9) 遺伝的多様性の保全に焦点を当てた生息域内及び生息域外での取組状況
基準2： 森林生態系の生産力の維持（5指標）	
(10) 森林の面積とその割合及び木材生産に利用可能な森林の正味面積	
(11) 木材生産に利用可能な森林における商業樹種及び非商業樹種の総蓄積及びその年間増加量	
(12) 自生種及び外来種の植林面積、割合及び蓄積	
(13) 木材の年間収穫量及び純生長量または保続収穫量に対する割合	
(14) 非木質林産物の年間収穫量	
基準3： 森林生態系の健全性と活力の維持（2指標）	
(15) 標準状態の範囲を超えて生物学的プロセス及び要因（例：害虫、病気侵入性外来種）により影響を受けた森林の面積及びその割合	
(16) 標準状態の範囲を超えて非生物的要因（例：火災、暴風害、土地開発）により影響を受けた森林の面積及びその割合	
基準4： 土壌及び水資源の保全と維持（5指標）	
土壌	(17) 土壌及び水資源の保全に焦点をあて指定または土地の管理がなされている森林の面積とその割合
	(18) 土壌資源を保全するための技術指針や他の関係する法令・通達を満たしている森林経営活動（例：地拵や収穫）の割合
	(19) 顕著な土壌劣化状態にある森林の面積とその割合
水	(20) 河畔地域、水質、水量、流出の平準化などの水に関連する資源を保全するための技術指針や他の関係する法令・通達を満たしている森林経営活動の割合
	(21) 物理的、化学的あるいは生物学的な特性が標準状態に比して重大に変化した森林地域における水系面積とその割合または流路延長
基準5： 地球的炭素循環への森林の寄与の維持（3指標）	
(22) 森林生態系の総炭素蓄積量及びそのフラックス	
(23) 林産物の総炭素蓄積量及びそのフラックス	

(24) 森林バイオマスのエネルギー利用により回避された化石燃料による炭素排出量	
基準 6: 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進 (18 指標)	
生産と消費	(25) 一次加工及び二次加工を含む木材及び木材製品の生産額及びその量
	(26) 生産または採取された非木材製品の額
	(27) 森林が提供する環境的便益からの収益
	(28) 丸太換算での木材及び木材製品の総消費量及び一人当たり消費量
	(29) 非木材製品の総消費量及び一人当たり消費量
	(30) 丸太換算での木材製品の輸出入額及びその量
	(31) 非木材製品の輸出入額
	(32) 木材及び木材製品の総生産量に占める輸出量の割合と木材及び木材製品の総消費量に占める輸入量の割合
	(33) 林産物の総消費量に占める林産物の再生利用またはリサイクルの割合
森林分野への投資	(34) 森林経営、木材及び非木材産業、森林が提供する環境サービス、レクリエーション及び観光への資本投資額及び年間支出額
	(35) 研究、普及、開発及び教育への年間投資額及び支出額
雇用と地域のニーズ	(36) 森林セクター部門での雇用者数
	(37) 主な森林雇用分野毎の平均賃金、平均の年収及び年間負傷率
	(38) 森林に依存する地域社会の地位の向上
	(39) 生計の目的で利用される森林面積及びその割合
文化的、社会的、精神的ニーズと価値	(40) 森林経営から得られる収益の分配
	(41) 文化的、社会的及び精神的なニーズと価値を有する区域の保全のために主として経営される森林の面積及びその割合
	(42) 人々にとっての森林の重要性
基準 7: 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組 (20 指標)	
法的枠組（法律、規定、ガイドライン）が森林の保全及び持続可能な経営を支える程度	(43) 所有権の明確さ、土地保有制度の適切さ、先住民の慣習及び伝統的な権利の認定、及び正当な手続きによる所有についての紛争解決手段の規定
	(44) 関連する部門との調整を含む、森林の価値の範囲を認定するような森林に関する定期的な計画、評価及び政策見直しの規定
	(45) 森林に関連する好適政策及び意思決定への国民の参加並びに情報への国民のアクセスの機会の規定
	(46) 森林経営のための最良の施業規定の助長
	(47) 特に環境的、文化的、社会的、及び／又は科学的に保全する価値のある森林の経営の規定
制度的枠組が森林の保全及び持続可能な経営を推進する程度	(48) 国民の参画活動や公的な教育、啓蒙、普及プログラムの規定、及び森林関連情報の入手を可能とすること
	(49) 分野横断的な計画及び調整を含む、森林に関連する定期的な計画、評価及び政策見直しの企画及び実行

	(50) 関連分野にまたがる人材養成訓練の開発及び維持
	(51) 森林の生産物及びサービスの提供を促進するとともに森林経営を推進するための効果的な物的基盤の開発及び維持
	(52) 法律、規定およびガイドラインの施行
経済的枠組（経済政策及び手段）が森林の保全及び持続可能な経営を推進する程度	(53) 投資の長期性を認識しかつ、森林の生産物及びサービスの長期的需要を満たすために、市況、非市場経済的評価及び公的政策決定に対応して森林部門内外へ資金が流入ないし流出することを許容するような、投資及び課税政策並びに関連する法的環境
	(54) 森林生産物の非差別的貿易政策
森林の保全及び持続可能な経営における変化を測定及びモニタリングする能力	(55) 基準1から7までに関連する指標を測定し、又は記述するため重要な、最新のデータ、統計及び他の情報の提供可能性及びその程度
	(56) 森林資源調査、評価、モニタリング及び他の関連情報の範囲、頻度及び統計的信頼性
	(57) 各指標についての測定、モニタリング及び報告に関する他国との整合性
森林経営並びに森林の生産物及びサービスの提供を改善することを目的とした研究開発の実行及び応用能力	(58) 森林生態系の特徴及び機能についての科学的理解の促進
	(59) 環境的・社会的な費用及び便益の算定手法及びそれを市場及び政策に統合する手法、並びに森林資源の減少又は増加を国民経済計算体系に反映させる手法の開発
	(60) 新規技術の導入に伴う社会・経済的影響を評価するための新規技術及び能力
	(61) 人間が介在することによる森林への影響を予測する能力の向上
	(62) 想定されうる気候変動が森林に与える影響を予測する能力

2008年10月  
木材貿易対策室

## I T T Oにおける持続可能な森林経営の議論と取り組み

## 1. I T T Oの2000年目標

1980年代からの熱帯木材の伐採と貿易に対する先進国からの批判と、国家主権に基づく資源利用を主張する生産国の議論の一つの到達点として、I T T Oにおいて、1990年、「2000年までに熱帯木材の全輸出量を持続可能であるように経営されている供給源からのものにすべき」との目標を含む行動計画が採択された。ただし、消費国(先進国)が生産国の取り組みについて資金的支援を行うこと、貿易規制に利用しないことを前提(1994年協定に導入)。

## 2. 持続可能な森林経営の達成に向けた取り組み(基準・指標の作成)

(1) I T T Oでは、持続可能な森林経営の達成状況を評価するため、「持続可能な森林経営の評価のための基準・指標(1992年)」を世界に先駆けて開発した(1998年、2004年改訂)。

[定義]: 持続可能な森林経営とは、森林の有する本来の価値と将来の生産性を過度に低減することなく、物理的・社会的環境に過度に好ましくない影響を及ぼすことなく、望まれる林産物とサービスの持続的な生産に関する経営目標を達成するために森林を経営するプロセスである。

基準	指標の例	レベル別指標数	
		国	経営体
1. 持続可能な森林経営のための条件整備	・法律・政策及び規則 ・モニタリング・評価・フィードバックのメカニズム など	1 1	9
2. 森林の地域と状態	・天然林・人工林の面積 ・二次林・劣化林の面積 など	6	6
3. 森林生態系の健全性と状態	・人為によりダメージを受けた森林の面積・程度(農業、道路、鉱物採掘、悪質な伐採) ・自然災害によりダメージを受けた森林の面積・程度(野火・病害) など	2	2
4. 森林からの生産のフロー	・持続可能な収穫量 ・森林経営計画、収穫計画 など	1 2	1 2
5. 生物多様性	・保護地域の面積 ・絶滅危惧種の同定手続・統計 ・保護のための経営ガイドライン など	7	4
6. 土壌と水の保全	・保護管理された森林の割合 ・保全・保護手続の存在(境界設置)など	5	4
7. 経済的・社会的及び文化的側面	・国内外の市場情報(林産物価格・取引量) ・労働統計 ・森林所有権・使用権の記録・認識 など	1 4	1 1
(計) 7 基準		5 7	4 8

## 2 The criteria and indicators

### Criterion 1: Enabling conditions for sustainable forest management

#### *Policy, legal and governance framework*

- 1.1 Existence and implementation of policies, laws and regulations to govern forest management
- 1.2 Forest tenure and ownership

#### *Economic framework*

- 1.3 Amount of funding in forest management, administration, research and human resource development
- 1.4 Existence and implementation of economic instruments and other incentives to encourage sustainable forest management

#### *Institutional framework*

- 1.5 Structure and staffing of institutions responsible for sustainable forest management
- 1.6 Number of professional and technical personnel at all levels to perform and support forest management
- 1.7 Existence of communication strategies and feedback mechanisms to increase awareness of sustainable forest management
- 1.8 Existence of, and ability to apply, appropriate technology to practise sustainable forest management and the efficient utilization and marketing of forest products

#### *Planning framework*

- 1.9 Capacity and mechanisms for planning sustainable forest management and for periodic monitoring, evaluation and feedback on progress
- 1.10 Public participation in forest management planning, decision-making, data collection, monitoring and assessment
- 1.11 Existence of forest management plans

### Criterion 2: Extent and condition of forests

- 2.1 Extent (area) and percentage of total land area under comprehensive land-use plans
- 2.2 Extent (area) of forests committed to production and protection
- 2.3 Extent (area) and percentage of total land area under each forest type
- 2.4 Percentage of PFE with boundaries physically demarcated
- 2.5 Changes in forested area
- 2.6 Forest condition



### **Criterion 3: Forest ecosystem health**

- 3.1 Extent and nature of forest encroachment, degradation and disturbance caused by humans and the control procedures applied
- 3.2 Extent and nature of forest degradation and disturbance due to natural causes and the control procedures applied

### **Criterion 4: Forest production**

#### ***Resource assessment***

- 4.1 Extent and percentage of forest for which inventory and survey procedures have been used to define the quantity of the main forest products
- 4.2 Actual and sustainable harvest of wood and non-wood forest products
- 4.3 Composition of harvest
- 4.4 Total amount of carbon stored in forest stands

#### ***Planning and control procedures***

- 4.5 Existence and implementation of:
  - (a) forest harvesting/operational plans (within forest management plans); and
  - (b) other harvesting permits (small-, medium- and large-scale permits without forest management plans)
- 4.6 Extent of compartments/coupes harvested according to:
  - (a) harvesting/operational plans; and
  - (b) any other harvesting/cutting permit
- 4.7 Existence of a log-tracking system or similar control mechanisms
- 4.8 Long-term projections, strategies and plans for forest production
- 4.9 Availability of historical records on the extent, nature and management of forests

#### ***Silvicultural and harvesting guidelines***

- 4.10 Availability and implementation of silvicultural guidelines for timber and non-wood forest products
- 4.11 Availability and implementation of harvesting guidelines for timber and non-wood forest products
- 4.12 Area over which silvicultural and harvesting guidelines are effectively implemented

## **Criterion 5: Biological diversity**

### ***Ecosystem diversity***

- 5.1 Protected areas containing forests
- 5.2 Protected areas connected by biological corridors or 'stepping stones'

### ***Species diversity***

- 5.3 Existence and implementation of procedures to identify and protect endangered, rare and threatened species of forest-dependent flora and fauna
- 5.4 Number of endangered, rare and threatened forest-dependent species

### ***Genetic diversity***

- 5.5 Measures for in situ and/or ex situ conservation of genetic variation within commercial, endangered, rare and threatened species of forest flora and fauna

### ***Procedures for biodiversity conservation in production forests***

- 5.6 Existence and implementation of procedures for the protection and monitoring of biodiversity in production forests by:
  - (a) retaining undisturbed areas;
  - (b) protecting rare, threatened and endangered species;
  - (c) protecting features of special biological interest (eg nesting sites, seed trees, niches, keystone species, etc); and
  - (d) assessing recent changes in (a), (b) and (c) above through inventories, monitoring/assessment programs and comparison with control areas
- 5.7 Extent and percentage of production forest that has been set aside for biodiversity conservation

## **Criterion 6: Soil and water protection**

### ***Extent of protection***

- 6.1 Extent and percentage of total forest area managed exclusively for the protection of soil and water
- 6.2 Procedures to ensure the protection of downstream catchment values

### ***Protective functions in production forests***

- 6.3 Procedures to protect soil productivity and water retention capacity within production forests
- 6.4 Procedures for forest engineering, including:
  - (a) drainage requirements;
  - (b) conservation of buffer strips along streams and rivers;
  - (c) protection of soils from compaction by harvesting machinery; and
  - (d) protection of soil from erosion during harvesting operations
- 6.5 Extent and percentage of areas in production PFE that have been defined as environmentally sensitive (eg very steep or erodible) and protected

## Criterion 7: Economic, social and cultural aspects

### *Socioeconomic aspects*

- 7.1 Value and percentage contribution of the forestry sector to gross domestic product (GDP)
- 7.2 Value of domestically produced wood, non-wood forest products and environmental services in:
  - (a) domestic markets;
  - (b) export markets; and
  - (c) informal markets including subsistence and illegal activities (estimate)
- 7.3 Forest products' industry structure and efficiency
- 7.4 Existence and implementation of mechanisms for the equitable sharing of the costs and benefits of forest management
- 7.5 Existence and implementation of conflict-resolution mechanisms for resolving disputes between forest stakeholders
- 7.6 Number of people depending on forests for their livelihoods
- 7.7 Training, capacity-building and manpower development programs for forest workers
- 7.8 Existence and implementation of procedures to ensure the health and safety of forest workers
- 7.9 Area of forests upon which people are dependent for subsistence uses and traditional and customary lifestyles
- 7.10 Number and extent of forest sites available primarily for:
  - (a) research and education; and
  - (b) recreation

### *Cultural aspects*

- 7.11 Number of important archaeological, cultural and spiritual sites identified and protected

### *Community and indigenous peoples' rights and participation*

- 7.12 Extent to which tenure and user rights of communities and indigenous peoples over publicly owned forests are recognized and practised
- 7.13 Extent to which indigenous knowledge is used in forest management planning and implementation
- 7.14 Extent of involvement of indigenous peoples, local communities and other forest dwellers in forest management capacity-building, consultation processes, decision-making and implementation

## Annex 2

### Definitions

Annual allowable cut	The amount of timber that is permitted to be harvested annually from a given area
Biodiversity	See <i>biological diversity</i>
Biological diversity	The variability among living organisms from all sources including, <i>inter alia</i> , terrestrial, marine and other aquatic ecosystems and the ecological complexes of which they are part; this includes diversity within species, between species and of ecosystems
Criterion	An aspect of forest management that is considered important and by which sustainable forest management may be assessed
Degraded forest land	Former forest land severely damaged by the excessive harvesting of wood and/or non-wood forest products, poor management, repeated fire, grazing or other disturbances or land-uses that damage soil and vegetation to a degree that inhibits or severely delays the re-establishment of forest after abandonment
Forest degradation	The reduction of the capacity of a forest to produce goods and services. 'Capacity' includes the maintenance of ecosystem structure and functions
Forest-dependent species	Species unable to complete at least one part of their life cycle outside the forest
Forest management unit (FMU)	A clearly defined forest area, managed to a set of explicit objectives according to a long-term management plan
Forest stakeholders	Any individuals or groups who are directly or indirectly affected by, or interested in, a given forest and that have a stake in it
Forest type	A naturally occurring community of trees and associated plant species of definite botanical composition with uniform physiognomy (structure) and growing in uniform ecological conditions whose species composition remains relatively stable over time
Indicator	A quantitative, qualitative or descriptive attribute that, when measured or monitored periodically, indicates the direction of change in a criterion
Landscape	A cluster of interacting ecosystem types
Native species	A species that occurs naturally in a region
Non-wood forest products	All forest products except timber and wood, including products from trees, plants and animals in the forest area
Permanent forest estate (PFE)	Land, whether public or private, secured by law and kept under permanent forest cover. This includes land for the production of timber and other forest products, for the protection of soil and water, and for the conservation of biological diversity, as well as land intended to fulfil a combination of these functions
Planted forest	A forest stand that has been established by planting or seeding

Primary forest	Forest which has never been subject to human disturbance, or has been so little affected by hunting, gathering and tree cutting that its natural structure, functions and dynamics have not undergone any changes that exceed the elastic capacity of the ecosystem
Production PFE	That part of the PFE assigned to the production of timber and/or other extractive uses
Protected area	An area of land and/or sea especially dedicated to the protection and maintenance of biological diversity, and of natural and associated cultural resources, and managed through legal or other effective means
Protection PFE	That part of the PFE in which the production of timber (or other extractive uses) is prohibited
Rehabilitation	A management strategy applied in degraded forest lands that aims at restoring the capacity of a forest to produce products and services
Restoration	A management strategy applied in degraded primary forest areas. Forest restoration aims to restore the forest to its state before degradation (same function, structure and composition)
Secondary forest	Woody vegetation regrowing on land that was largely cleared of its original forest cover (ie carried less than 10% of the original forest cover). Secondary forests commonly develop naturally on land abandoned after shifting cultivation, settled agriculture, pasture, or failed tree plantations
Silvicultural	Pertaining to the art and science of producing and tending forests by manipulating their establishment, species' composition, structure and dynamics to fulfill given management objectives
Stakeholders	Any individuals or groups who are directly or indirectly affected by, or interested in, a given resource and that have a stake in it. Also <i>forest stakeholders</i>
Sustainable forest management	The process of managing forest to achieve one or more clearly specified objectives of management with regard to the production of a continuous flow of desired forest products and services without undue reduction of its inherent values and future productivity and without undue undesirable effects on the physical and social environment
Sustained yield	The production of forest products in perpetuity, ensuring that the harvesting rate does not exceed the rate of replacement (natural and/or artificial) in a given area over the long term
Tenure	Agreement(s) held by individuals or groups, recognized by legal statutes and/or customary practice, regarding the rights and duties of ownership, holding, access and/or usage of a particular land unit or the associated resources (such as individual trees, plant species, water or minerals) therein
User rights	The rights to the use of forest resources as defined by local custom or agreements or prescribed by other entities holding access rights. These rights may restrict the use of particular resources to specific harvesting levels or specific extraction techniques

## 検討事項ごとの現状の評価と課題、提言の方向(案)

20/11/25 小委員会委員への意見募集版

1. 合法性、持続可能性の証明方法について		
(1) 合法性、持続可能性の定義		
検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<p>●合法性定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性、持続可能性の定義に関する課題と今後の対応(追加的な情報等)</li> <li>・定義に基づく証明方法の実務への影響</li> </ul>	<p>合法性について国際的に合意された定義がなく、現在の定義で問題ないが、法令の対象範囲を拡大すべきとする意見もある。</p> <p>国産材の場合は4つのケースに分けた明解なチェックリスト(Q&amp;A)ができているが、輸入材の場合も、各国の様々な法令や事業の実態に応じて、合法性をチェックするチェックリスト(Q&amp;A)のようなものが必要か</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 違法伐採の定義の文言は、現行案「伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし適切になされたものである」を基本とする</li> <li>2 合法性(特に輸入材)をチェックするためのチェックリスト(Q&amp;A)案を検討する必要性(実務上の問題を考慮しつつ検討)</li> </ol>
<p>●持続可能性定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性、持続可能性の定義に関する課題と今後の対応(追加的な情報等)</li> <li>・定義に基づく証明方法の実務への影響</li> </ul>	<p>持続可能性の判断基準が明確でない。</p> <p>各国の様々な法令や事業の実態に応じて、持続可能性をチェックするチェックリスト(Q&amp;A)のようなものが必要か</p> <p>(証明方法の実務上の影響を見ながら検討、時間がかかる)</p> <p>(日本の場合、合法性があれば持続可能性があるといえないかどうか検討する必要)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 持続可能性については、様々な国際的な議論を考慮しつつ引き続き検討</li> <li>2 チェックリストの作成方向などについても検討</li> </ol>

**(2) 証明方法の信頼性向上につながる方策**

検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の証明方法の信頼性の評価</li> <li>・証明方法の普及と信頼性のバランス</li> <li>・課題を解決するための制度的な対応の可否</li> <li>・透明性・中立性・一貫性・普及可能性等</li> <li>・業界団体認定の位置づけと課題</li> <li>・企業独自の証明方法の位置づけと課題</li> <li>・国産材と輸入木材の証明方法の考え方</li> <li>・合法木材供給体制の連携・管理する体制のあり方</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 短時間に全国各都道府県に 7000 を超える認定事業者ができたことは、全国どこでも合法木材調達合法木材調達が可能となったことを示すもので、重要な成果</li> <li>2 ただし、認定団体の下、個々の事業者がやっていることは、信頼できるとしても、システム全体を考えたときに、どこでどんな認定団体が活動しているか全てを把握できる体制にないのは問題</li> <li>3 また、事業者の証明の中には、理解不十分のため、しっかりした根拠がなく発給された証明書もみられる</li> <li>4 複雑な建材の流通ルート考えた場合、木材業以外の流通業者(最終的な納材業者を含む)が木材を含む建材の流通に重要な役割を担っているケースが多く、「業界団体認定」という仕組みだけでは、木材・木材製品の流通をすべてカバーできない面がある</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在の合法木材供給事業者の集団をベースに置いた、今後の展開が必要</li> <li>2 実態に応じた啓発普及を体系的に行い、信頼性を高めていく必要がある(運営上のさらなる努力の必要性)が、左記の課題を念頭におくと、認定システムを一定の組織的な管理下に置くような制度的な改善が必要ではないか</li> <li>3 以下の事項に対処する手だてが必要でないか             <ol style="list-style-type: none"> <li>①認定団体・企業独自の供給体制の管理 認定団体の登録(登録のための基準、手続き) 情報開示、モニタリング、監査</li> <li>②認定団体・企業独自の供給体制への啓発・研修・情報提供</li> </ol> </li> <li>4 その他、証明方法の信頼性向上につながる方策があれば明解にしておく必要がある (企業独自の取組みへのガバナンスの確保)</li> </ol>

(3) コストの削減につながる方策		
検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明方法と業界のコスト負担</li> <li>・中小零細企業体の実施をサポート出来る体制</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国産材では合法証明の出発点となる伐採時の証明書発給に関して、伐区が分散している場合、大変手間がかかる状況</li> <li>2 分別管理が負担となるため、今のところ合法木材供給に常時取り組めない事業者が多い(後追いの証明となっている例)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築する(国産材では、左記の問題の解消のための手だて(があれば)を検討するとともに、国・地方自治体への要請/輸入材では輸出側への要請)(県によってはほとんど合法証明付きになっている場合があるので参考とする)</li> <li>2 中小企業の認定作業をサポートするための流通業者のイニシアティブの重要性の認識と、企業独自の取組の推進</li> <li>3 その他、コスト削減につながる方策</li> </ol>

2. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について		
●利用推進のためのガイドライン・インセンティブ・組織		
検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性木材の利用状況の評価と課題</li> <li>・需要者向けのガイドラインの必要性</li> <li>・需要者に対するインセンティブの可能性</li> <li>・需要者に対する普及のための体制の必要性及びその可能性</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国や地方自治体で調達が進みつつあるが、国の調達窓口の調査で合法木材の調達がまだ、半数以上が合法木材を指定していない現状(木製のオフィス家具等や公共事業で木材を調達した実績がある窓口で半数以上が合法木材を指定していない)</li> <li>2 民間企業で一部に積極的に購入している場合があるが、まだ広がりが少ない</li> <li>3 合法木材供給システムを維持発展させるために、実需が見えてくるのが決定的に重要であり、グリーン購入の徹底とともに、何らかのインセンティブを導入する必要がある</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 グリーン購入法による調達を進めるため、国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象とした、合法木材調達マニュアル(チェックリスト)を作成(調達の意義、合法証明の仕組み、共通仕様書のひな形(自治体向け)、担当者の技術者認定制度、証明書の確認事項、販売窓口、問い合わせ先、合法木材製品紹介ページ)</li> <li>2 優良な調達企業等の情報を収集し公表 PR して企業イメージを高めるための措置</li> <li>3 その他のインセンティブについて広く検討、例えば、 <ol style="list-style-type: none"> <li>①カーボンフットプリント、木づかいの環境貢献見える化など、木材・木質材料利用の環境貢献の基準に合法性を位置づけ</li> <li>②林野庁補助事業、交付金などの実施手続きの中に合法木材等の利用、認定事業者であることを要件とすること等も考えられる</li> </ol> </li> </ol>



### 3. 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

#### ●供給の促進につながるインセンティブ・組織

検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性が証明された木材の供給状況の評価と課題</li> <li>・供給者に対する促進方策の可能性</li> <li>・供給促進を図るための体制の必要性及びその可能性</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全体的に合法木材としての供給量が少ない。証明書の要求があったときに後追いの合法性を証明する手だてをとって証明書を発給している例が多い</li> <li>2 特に輸入材については合法証明が少ない</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合法木材供給事業者は常時合法木材を供給出来るような努力をする義務を明確にしておく</li> <li>2 製品紹介ページなどで体制の整った供給事業者の PR 体制を整える</li> <li>3 優良な供給事業者等の情報を収集し公表 PR して企業イメージを高めるための措置</li> <li>4 輸入材の合法証明手続きについて情報公開を進める</li> </ol>

### 4. その他

検討のポイント	課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	<p>以上の課題を総括した対応ができないか</p>	<p>合法木材等の普及と管理のための組織の必要性と可能性</p> <p>(1)役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①認定団体・企業独自の供給体制の管理(登録(登録のための基準、手続き)、情報開示、モニタリング、監査)</li> <li>②認定団体・企業独自の供給体制への啓発・研修・情報提供</li> <li>③一般消費者・需要者への合法性等証明木材の利用推進・供給システムの普及啓発</li> </ol> <p>(2)組織のあり方</p> <p>管理する当該団体と供給事業者との関係、制度的な担保はあり得るのか、参加インセンティブ</p>

違法伐採総合対策推進協議会証明方法部会  
「今後の証明方法のあり方検討」小委員会

検討事項ごとの現状の評価と課題、提言の方向  
(案) への意見

平成20年12月1日

## 検討事項ごとの現状の評価と課題、提言の方向（案） 1125 意見

提出者 WWF ジャパン 森林担当 橋本務太

### 1 合法性、持続可能性の証明方法について

#### (1) 合法性、持続可能性の定義

合法性、持続可能性とも、主要な生産国から順に国別のチェックリストを作成することは早急な検討が望まれる。

持続可能性の定義は、英国のように「政府調達に限る定義」として明確化することも検討して頂きたい。持続可能な森林管理の定義に関する国際的な議論を考慮することは必要であるが、当面は自らの定義を行って運用する方が現実的と思われる。

#### (2) 認定システムの信頼性向上につながる方策

システムの透明性が信頼性向上に必要であることは理解できる。認定システムを統合する組織体を作ることは、将来的には検討も有り得ると考えるが、まずは完全に独立した第三者によるサンプルベースの監査等の簡素なチェックから開始してはどうか。

#### (3) コストの削減につながる方策

提言にも記載があるように、原料供給のほとんどが合法性の確認された木材として供給出来る体制をなるべく早く構築することが近道ではないか。そのためにも上記(1)が重要。

### 2 需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の利用推進方策について

まずは、グリーン購入法によって合法的な木材の購入が義務である国等の機関が、法律に基づいた購入をするよう徹底することが重要。

### 3 供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

証明書の要求がなくても、実際に合法性が確認できる材（森林認証材含む）については、証明書や、それぞれの森林認証制度で認められる書類等を発行することを積極的に進めてはどうか。合法性が証明された材が一定量になれば、需要者側もより求め易く、普及に繋がるとと思われる。

### 4 その他

認定システムを統合する組織体については上記1(2)の通り。

## 検討事項ごとの現状の評価と課題、提言の方向(案)1125 意見

提出者 大橋 泰啓

### 1 合法性、持続可能性の証明方法について

#### (1) 合法性、持続可能性の定義

(提言の方向:要訂正)「違法伐採の定義の文言は、」→「合法性の定義の文言は、」  
現状、合法性は自主的にチェックすることとしているが、今後チェックリストを作成するのであれば、各輸出国政府又は公的機関にアンケートし、日本国政府が取りまとめた結果であることが望まれる。持続可能性は、引き続き検討。

#### (2) 認定システムの信頼性向上につながる方策

今ある認定システムの運営に関し、基礎的な理解がなされていなければ、いくら新たな制度的手だてを考案しても、ザル法になりかねない。7000超の事業体を全木連1社が直接管理・監督することは不可能、それは認定団体の役割。事業体を認定する立場にある団体が機能していなければ、信頼性向上面でネックになる。団体認定制度を設ける場合は、必ず登録しナビ掲載を条件付け、認定団体研修の後に理解度調査(テスト等)を実施する等により機能向上を図ること。

#### (3) コストの削減につながる方策

### 2 需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の利用推進方策について

国や地方自治体での合法木材調達実績、その取組状況を、目に見える形で簡潔に示していただいた方がよい。日本独自の証明制度だからこそ、海外の供給者がその実績、成り行きについて WAIT & SEE 状態である可能性も否めない。かねてより取り組んでいる供給者側に対する合法木材供給要請を後押しする方策が必要。

### 3 供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

消費国である日本が具体的に取り組むことにより、輸出国が積極的に合法性・持続可能性を証明するよう促す、との狙いもさることながら、次のステップは上記1. 記載の如く、輸出国政府・公的機関による取組に依存するのが望ましい。違法伐採材の取引(輸入)を禁止する国があるとすれば、逆に当該国からの輸出木材に対してどのような合法性証明システム、関係書類を明記したチェックリストがあってしかるべきで、その提供を求めることも要検討。

### 4 その他

(2) 証明方法の信頼性向上につながる方策		
検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
		3 以下の事項に対処する手だてが必要でないか ①認定団体・企業独自の供給体制の管理 認定団体の登録（登録のための基準、手続き） 情報開示、モニタリング、監査の強化 ②認定団体・企業独自の供給体制への啓発・研修・情報提供
2. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について		
●利用推進のためのガイドライン・インセンティブ・組織		
検討のポイント	現状の評価と課題	中間報告における提言の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性木材の利用状況の評価と課題</li> <li>・需要者向けのガイドラインの必要性</li> <li>・需要者に対するインセンティブの可能性</li> <li>・需要者に対する普及のための体制の必要性及びその可能性</li> </ul>	1 国や地方自治体で調達が進みつつあるが、国の調達窓口の調査で合法木材の調達がまだ、半数以上が合法木材を指定していない現状（木製のオフィス家具等や公共事業で木材を調達した実績がある窓口で半数以上が合法木材を指定していない） 2 民間企業で一部に積極的に購入している場合があるが、まだ広がりが少ない	1 グリーン購入法による調達を進めるため、国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象とした、合法木材調達マニュアル（チェックリスト）の作成と行政の調達窓口への普及による徹底（調達の意義、合法証明の仕組み、共通仕様書のひな形（自治体向け）、 <u>証明書の確認事項</u> 、 <u>販売窓口</u> 、 <u>問い合わせ先</u> 、 <u>合法木材製品紹介ページ</u> ） 2. <u>入札等業者選定の段階において合法材・持続可能材の取り扱い業者を優先させるような制度の検討</u>

コメント [y s1]: これはトルということに合意したように記憶していますが？

## 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言 (中間報告) (素案)

平成 21 年 1 月〇日  
違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会  
『今後の証明方法のあり方検討』小委員会

### 1 はじめに

2006年から概ね2年半の間、グリーン購入法の下で合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品を優先的に購入するとの政府の方針を契機として、木材業界をはじめとした関係者は違法伐採木材を排除する国際的な動きに呼応し、林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明」に取り組み、一定の成果を上げてきた。

一方、これまでの取組みを通じて、合法性、持続可能性の証明の信頼性を向上させるためにはどうしたらいいか、また、合法性、持続可能性の証明がなされた木材、木材製品の利用をさらに拡大するためには何を必要があるのか等、いくつかの課題等も浮き彫りになってきた。

このため、20年6月に違法伐採総合対策協議会証明方法検討部会の下に、別紙メンバーによる「『今後の証明方法のあり方検討』小委員会」を設置し、①合法性、持続可能性の証明方法、②需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策、③供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策の3つの課題について検討を行い、その結果をここに中間報告として取りまとめた。

### 2 合法性、持続可能性の証明方法について

#### (1) 合法性、持続可能性の定義

##### ア) 合法性の定義

ガイドラインでは合法性は「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。」と定義されている。検討の過程で法令の対象範囲を明確・詳細に記載すべきとする意見も出されたが、最終的には現在の定義で特段の大きな問題

がないとされた。

ただし、この定義を具体的なケースに当てはめていく場合、国産材の場合には普及用パンフレットや Q&A の形での①保安林、②施業計画が作成されている民有林、③その他の民有林、④国有林という 4つのケースに分けた明解なチェックリストが公表されているが、輸入材の場合は、個々のケースに対応した合法性証明についての情報が十分に提供されていないとの指摘があった。取組開始以来、蓄積されてきた各国の様々な法令や事業の実態を活用、整理し、合法性をチェックするためのチェックリスト（Q&A）の充実について検討すべきである。

#### イ) 持続可能性の定義

現在のガイドラインでは持続可能性は「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」とされているが、実務的に利用可能な判断基準とはなっていない。持続可能な森林経営の定義については、国際的にも様々な議論があり、統一した具体的な定義を確定するには困難な面があるが、一方で、「日本の政府調達における持続可能性の定義」を明確にすることは重要な意味を持つものであり、海外での議論を踏まえた上で、今後、どのような対応が可能か検討が必要である。

また、国産材も含めた各国の様々な法令や事業の実態に応じて、持続可能性をチェックするためのチェックリスト（Q&A）があれば有益である。ただし、この場合、証明方法の実務上の実行可能性を勘案しながら検討をする必要がある。なお、国産材の場合、日本の法令に応じて合法性が証明された場合、持続可能性が確保されていると言えないのか、さらに検討する必要があるとの指摘があった。

## (2) 証明方法の信頼性向上につながる方策

### ア) 証明方法の信頼性の評価

短期間に全国各都道府県に 7000 を超える認定事業者ができたことは、全国どこでも合法木材調達が概ね可能となったことを示すもので、これまでの取組の重要な成果であると言える。一方で、システム全体を考えたときに、どこでどんな認定団体が活動しているか全てを把握できる体制にないのは問題であるとの指摘があった。

また、認定事業者が発行した証明の中には、理解不十分のため、しっかりした根拠がない証明書の例も一部にみられた。

さらに、木材、木材製品は様々な用途に使用されており、複雑な建材の流通ルートを考えて場合、いわゆる木材業以外の流通業者（最終的な納材業者を含む）が木材、木材製品を含む建材の流通に重要な役割を担っているケー

スも多く、「業界団体認定」という仕組みだけでは、木材・木材製品の流通をすべてカバーできない面がある。

イ) 証明方法の信頼性向上につながる仕組み

このため、現在の合法木材供給事業体の集団をベースに置いた、今後の展開が必要であり、そのためには、一定のモニタリングを実施し、それに応じた指導普及を体系的に行い、信頼性を高めていくいわゆる「運営上のさらなる努力」が必要である。さらに、上記の課題を念頭におくと、次の機能を持たせるため、認定業務の管理システムが必要であるとの指摘があった。

①認定団体・企業独自の供給体制の把握、管理

認定団体・企業独自の取組の登録（登録のための基準、手続き）、情報開示、モニタリング、監査など

②認定団体・企業独自の供給体制への情報提供・啓発

事業者担当者の研修、ガイドラインの解釈についての解説など

また、今後、第三者性の担保と効率性の維持のバランスをどのように取るかについても考慮の上、検討を進める必要がある。

ウ) 木材業以外の関係業界の参画の促進

木材業以外の建築材流通業などの参画などのため、企業独自の供給体制が幅広く活用される必要があり、このため関係業界に広く合法木材供給システムについての理解を普及する必要がある。

(3) コストの削減につながる方策

国産材では合法証明の出発点となる伐採時の証明書発給に関して、伐区が小規模で分散している場合、大変手間がかかる状況となっている。また、分別管理が負担となるため、今のところ合法木材の供給に常時取り組めない事業者が多く、後追いの証明となっている例も見られる。

流通過程の負担を減らしていくためには、原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築することが必要である。国産材については国、地方自治体がまずは合法性木材の利用に関し、積極的な対策をとる必要があり、輸入材では輸出国側へねばり強く要請していく必要がある。

また、中小企業の認定作業をサポートするためには、流通業者の役割の重要性が認識され、企業独自の取組が十分に活用される必要がある。

### 3. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について

国や地方自治体で合法性が証明された木材・木材製品の調達が進みつつあ



るが、国の機関等にあつては、調達の際に「合法木材」を明確に指定している機関は、必ずしも多くはなかった。また、民間企業においては、一部に積極的に購入している場合があるが、まだ特定の企業に限られている現状にある。

合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくることが決定的に重要であり、国の機関等によるグリーン購入の徹底とともに、民間需要者に対する何らかのインセンティブを検討する必要がある。

そのためには、グリーン購入法による調達を進めるため、国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象に、合法木材調達マニュアル（チェックリスト）等により一層普及していく必要がある。

また、民間に広く合法木材の調達を進めるためには、優良な調達企業等の情報を収集し、公表するなど企業イメージを高めるための、表彰等の措置を検討する必要がある。

以上のほか、合法木材調達に対するインセンティブとしては、例えば、①カーボンフットプリント、木づかいの環境貢献見える化など、木材・木質材料利用の環境貢献の基準に合法性を位置づけること、②補助事業等の実施の際に合法木材使用を明確にすること、③工事入札評価方法の中に合法木材の利用が反映されること、④税制等の優遇措置を導入すること、等が考えられ、今後、幅広く検討する必要がある。

#### 4. 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

供給事業者数は増えたものの、全体として、まだまだ合法木材として供給されている木材・木製品の量は少ない。そのこともあつて、需要者から合法性の証明書の要求があつて、後追的に証明手続きをとり、証明書を発給している例も見受けられる。特に輸入材については合法性が証明されている事例が少ない。

合法木材供給システムが普及するためには、合法性が証明された木材・木材製品が普通に市場に流通し、いつでもどこでも調達できる状況になることが必要である。そのために、以下のような取組が必要である。

- ①合法木材供給事業者は、常時合法木材を供給出来るような努力をする義務を明確にしておく
- ②製品紹介ページなどで体制の整った供給事業者の PR 体制を整える
- ③優良な供給事業者等の情報を収集し公表 PR して企業イメージを高める

ための措置をとる

④輸入材の合法証明手続きについて情報公開を進める

## 5. 終わりに

これまで、4度の小委員会を開催し、精力的に議論を行ってきた結果をここに取りまとめた。議論の過程では様々な立場から様々な意見が出されたが、可能な限り列挙し、今後の参考にしていただくよう努めた。

関係者におかれては、それぞれの立場から本提言に沿って、合法性等の証明された木材・木材製品の一層の普及・利用拡大に努めていただくことをお願いしたい。

合法木材供給システムの目標は、合法木材のみが市場に流通する世界を作っていくことであり、それを通じて違法伐採を地球上から根絶することである。この大きな目標に向かって、関係者に更なる連携と努力をお願いするとともに、この取組が民間に根ざした取組としてどんどん広がりを増していくよう期待する。

意見者	指摘箇所	指摘事項	対応方針
神足	全体	大変難しい課題につき、又長期の検討で全体的にはよくまとめた中間報告ですが、今後とくに国際的な現実に関わる検討を発展させる折は、多国間協力機関の考えを十分把握されると、より一層よい報告となると考える。	今後の検討主体は明確ではないが、趣旨は反映させた。
上河	2-(1)-イ P2L15	「Jをした上で」日本の政府調達における」と特定しているので分かりにくい。 「J」及び、「一方で日本の政府調達における」を削除。	持続可能な森林の国際的なコンセンサスを得るための文書ではなく「日本の政府調達に適用する限りで検討する」という意味合いをこめた文言であり、ご理解を得たい。
神足	2-(1)-イ P2L15	いかなる機関(国際)による議論をどの様な形で参考としていくかを少し考え方を明らかにする必要はないか。 特に開発途上諸国の熱帯林をめぐる各国の自然的、社会的、経済的状況の多様性、そして我国からそれらをどの様に判断し、前提とするか、それらをどのように考えるかについて説明を求めたい。	小委員会では持続可能な森林経営の定義として、UNFF(国連森林フォーラム)、モントリオールプロセス、国際熱帯木材機関などの文書を参照したので、そのことを踏まえた修文
神足	2-(2)-ア P3L6	「運営上のさらなる努力」の内容を明らかにする必要がある。特に外材との関係で。	現在違法伐採総合対策推進事業で行っている、システム検証事業、普及事業で実施している内容を念頭においているが、原文では「一定のモニタリングを実施し、それに応じた指導普及を体系的に行う」となっておりそれをさらに、充実させ体系的に行っていくということ。
小浜	2-(2)-イ P3L9	①認定団体・企業独自の供給体制の把握、管理について 「認定団体・企業独自の取組の登録(登録のための基準、手続き)、情報開示、モニタリング、監査など」とあるが、項目だけではわかりにくい、イメージしにくい。 小委員会で論議・検討された内容を、それぞれ具体的に報告するのが望ましい。その上で、信頼性向上につながる仕組みの実現に向けて、今後の論議が進むものと期待する。	証明方法検討部会などで提出された意見は公開し、経緯を明らかにしていきたい。
神足	2-(3) P3L29	上から8行目の「ねばり強く要請」の部分についてどの様な点でと例示をすることが必要。	趣旨に添った修文